

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市規則第 88 号

京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則

京都市里道管理条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 14 条中「定めるもののほか、条例の施行に関し必要な」を「おいて別に定めることとされている」に改める。

別表第 7 条第 1 号に掲げる施設の項中「3, 100」を「4, 100」に、「1, 700」を「2, 100」に改め、同表第 7 条第 3 号に掲げる物件の項を次のように改める。

標	識	1 本につき 1 年	3, 300	1, 700
---	---	------------	--------	--------

別表第 7 条第 4 号に掲げる施設の項中「第 7 条第 4 号に掲げる施設」を「通路」に、「通路」を「もの」に、「3, 100」を「4, 100」に、「1, 700」を「2, 100」に改め、同表その他の工作物、物件及び施設の項中「所轄局長が」を「別に」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 甲の欄は都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域に存する里道の占有について、乙の欄はその他の区域に存する里道の占有について、それぞれ適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)